

新発田市防犯カメラ設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪の起こりにくい安心・安全なまちづくりに向けた地域の自主的な防犯活動を支援するため、新発田市防犯カメラ設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、新発田市補助金等交付規則（昭和33年新発田市規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 通学路や不特定多数の者が利用する道路、公園等の公共空間の一部を撮影対象とし、犯罪を抑止することを目的として特定の場所に継続的に設置され、常時撮影する機能及び録画する機能を有する機器並びにその他関連機器で構成されるものをいう。
- (2) 町内会、自治会等 住民が自主的に組織し、民主的に運営されている市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体その他これらに準ずる団体で市長が認めるものをいう。
- (3) 商店街等 商店街振興組合法（昭和37年法律第141条）の規定に基づき設立された商店街振興組合及び連合会その他これらに準ずる団体をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、防犯カメラを新たに購入し、設置する町内会、自治会等、私立幼稚園、私立保育園、認定こども園、商店街等その他市長が適当と認める団体とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、防犯カメラの設置に要する次に掲げる経費とする。

- (1) 防犯カメラの機器購入費及び設置工事費
- (2) 防犯カメラの設置を示す看板等設置費
- (3) その他市長が特に必要であると認める費用

2 次に掲げる費用は、補助の対象としない。

- (1) 保守費用、修理費用、電気料金等の維持管理費
- (2) 機器等の移設及び撤去費
- (3) 土地、建物等の使用若しくは取得又は補償に要する経費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助対象経費として不相当と認めるもの
(機器の性能)

第5条 防犯カメラは、別表に定める機能を有するものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において防犯カメラ1台につき補助対象経費の2分の1以内の額とし、30万円を限度とする。

2 前項に定める補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(事前協議)

第7条 補助金の交付申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金の交付を申請する前に、新発田市防犯カメラ設置補助金交付事前協議書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 団体調査票(別記第2号様式)
- (2) 防犯カメラの設置が総会等により決定したことを証する書類
- (3) 設置する防犯カメラの仕様書及びカタログ
- (4) 防犯カメラの設置費用に係る見積書
- (5) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面
- (6) 補助対象団体等の規約及び役員名簿

(補助金交付の内示)

第8条 市長は、前条の事前協議があったときは、警察及び関係機関等と協議の上、その内容を審査し、その結果を新発田市防犯カメラ設置補助金交付内示書(別記第3号様式)により申請者に内示するものとする。

2 市長は、前項の場合において、必要があるときは、申請に係る事項について修正を加えて内示することができる。

3 市長は、第1項の審査により内示できなかつた場合も、その旨を申請者へ連絡するものとする。

(補助金交付の申請)

第9条 前条の規定による補助金交付の内示を受けた申請者は、新発田市防犯カメラ設置補助金交付申請書(別記第4号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 設置する防犯カメラの仕様書及びカタログ、構成図等の資料
- (2) 防犯カメラの設置費用に係る見積書
- (3) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面
- (4) 設置する場所の所有者等の権利者からの同意又は許可が得られていることを証する書類
- (5) 防犯カメラ設置補助事業収支予算書
- (6) 補助対象団体等の規約及び役員名簿
- (7) 防犯カメラ管理運用規程
- (8) 管理責任者及び操作取扱者届出書
- (9) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第10条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、新発田市防犯カメラ設置補助金交付(不交付)決定通知書(別記第5号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金交付の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

(補助金交付の条件)

第11条 市長は、補助金の交付を決定する場合には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 別に定める新発田市防犯カメラ管理運用要領を遵守すること。
- (2) 防犯カメラ設置者は、原則として、防犯カメラを設置した日から5年間は当該カメラを適切に管理し、運用しなければならない。
- (3) 防犯カメラを設置した日から5年の間に、防犯カメラを廃止又は設置場

所を変更した場合には、交付した補助金の全部又は一部の返還に応じること。

(4) 防犯カメラを廃止又は設置場所を変更する場合は、責任をもって当該設置場所を原状復旧すること。

(計画の変更等)

第12条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、計画の内容を変更しようとするとき、又は中止若しくは廃止しようとするときは、新発田市防犯カメラ設置補助金交付変更（中止・廃止）申請書（別記第6号様式）を市長に提出し、承認を得なければならない。

(関係書類の整備)

第13条 補助金交付決定者は、防犯カメラの設置に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、設置完了後5年間保管しておかなければならない。

2 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の書類、帳簿等を検査することができる。

(実績報告書等)

第14条 補助金交付決定者は、防犯カメラの設置が完了したときは、速やかに新発田市防犯カメラ設置補助金実績報告書（別記第7号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 設置した防犯カメラによる撮影画像
- (2) 設置後の現況写真
- (3) 領収証書その他の収支の事実を証する書類又はその写し
- (4) 防犯カメラ設置補助事業収支決算書
- (5) 口座振込依頼書
- (6) 補助金交付決定通知書の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査するとともに、必要に応じて行う現地調査等により、防犯カメラ設置補助金の実績が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合す

ると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、新発田市防犯カメラ設置補助金確定通知書（別記第8号様式）により補助金交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の申請に関し不正な行為があったとき。

（財産の処分の制限）

第17条 補助金交付決定者は、補助金の交付を受けて取得した防犯カメラ等を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し又は貸し付けてはならない。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成28年5月25日から施行し、平成28年4月1日から実施した。

別表（第5条関係）

区分		仕様
撮影機能	有効画素数	・ 38万画素数以上
	作動時間等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1日24時間、夜間も人物等が特定できる撮影ができること（動体検知も可） ※赤外線照射機能付き又は被写体照度0.5ルクス以上の性能を持つカメラを推奨する。
録画機能	録画時間	・ 1日24時間及び7日間以上（動体検知の場合は7日分以上）
	1秒間の記録間隔	・ 3コマ以上
	記録画像サイズ	・ 640×480画素以上
	記録媒体	<ul style="list-style-type: none"> ・ USBメモリー、DVD-R等の外部記録媒体に画像が複写できること ・ メモリーカード又はハードディスク等の画像記録媒体を備えていること